

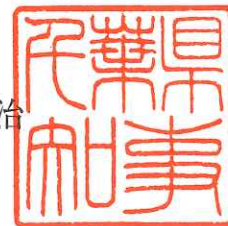
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県鎌ヶ谷市中沢359番地8

氏 名 株式会社 M・S t r a d a
代表取締役 原田 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 令和元年7月25日

許可の有効年月日 令和6年7月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, イ がれき類
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年7月25日 新規許可
令和元年7月25日 更新許可

4. 積替え許可の有無 存・無

(積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。